

滋賀県基本構想(答申案)の概要

平成26年10月2日

はじめに

1 基本構想の性格

「滋賀県基本構想」は、県政の総合的な推進のための指針となるものであり、各分野の部門別計画、ビジョンの基本となるものです。

県民や各種団体、企業などと理念を共有し、その実現に向けて、ともに取組を進めていただくための将来ビジョンでもあります。

2 基本構想の構成

この基本構想は、時代の潮流と課題を踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年(2040年)頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的、重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成しています。

3 基本構想の計画期間

計画期間は、「重点政策編」の計画期間とし、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間とします。

第1章 長期ビジョン編

現行基本構想の
総点検結果を反映

第1 時代の潮流と課題

本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、東日本大震災等を契機とした大規模な地震災害とエネルギー政策などへの不安の高まり、これまでに経験したことのない異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、「滋賀県基本構想」策定後の本県を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。

その中で、さまざまな課題への対応が十分できていないことから、将来に対する不安が生じ、豊かさを実感することが阻害されています。

1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

- 本格的な人口減少社会の到来
- 少子化による生産年齢人口の大幅な減少
- 高齢化による医療・介護需要の増大

3 暮らしを取り巻く状況の変化

- 全員参加型社会の必要性の高まり
- 心身の健康に対する不安の高まり
- 子どもを取り巻く課題と教育への期待の高まり
- 文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待

2 価値観の多様化とつながりの希薄化

4 経済のグローバル化と本県の産業の動向

- 経済のグローバル化
- 本県の産業の動向と振興を図るべき産業
- 様々な役割を担う農林水産業

2

5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化

8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり

- 自然災害の多発と安全・安心に対する不安の高まり
- 社会資本の老朽化
- 身近な犯罪や事故の増加

6 複雑化・多様化する環境問題

- 地球温暖化の進行
- 琵琶湖の環境の変化
- 生物多様性の損失
- 廃棄物の減量化・資源循環の推進

9 地方自治を取り巻く状況の変化

- 地方分権改革の進展
- 増大する財政需要への対応

7 新たな広域ネットワークの形成による人や「もの」の流れの変化

3

第2 滋賀の強み

- 1 ともに地域を支え合う多彩な人
- 2 未来を創造する技術やノウハウ
- 3 誇りを高める歴史・文化
- 4 滋賀の発展を支える地の利
- 5 恵みをもたらす豊かな自然

第3 基本理念と5つの目指す姿

1 基本理念

**夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀
～滋賀からみんなでつくろう！ 新しい豊かさ～**

本格的な人口減少社会の到来など時代の大きな転換期を迎え、これまでのような人口増加を前提とした経済成長が望めなくなる中、様々な課題への対応が十分できていないため、将来に対する不安感や閉塞感が広がっています。このため、将来に対する不安を安心に変え、夢や希望を抱くことができる豊かな社会を再構築することが求められています。

滋賀には、これまでから時代とともに変化する様々な課題に向き合いながら、次世代のために美しい琵琶湖を守り続けてきた先人たちの歴史と伝統があります。この歴史と伝統に学びながら、滋賀の強みを活かし、次世代のことも考えた、新しい豊かさを追求します。

現在の豊かさだけでなく、将来の豊かさを実現するために今なすべきことを、県民一人ひとりが考え、行動することで、夢や希望が生まれ、幸せや豊かさを実感できる滋賀の実現を目指します。

6

滋賀からみんなで作る新しい豊かさ

「もの」の豊かさ
「今」の豊かさ
「自分」の豊かさ



みんなが 将来も持続的に 実感できる
「心」の豊かさ

県民1人ひとりが考え、行動することで
豊かさ実感・滋賀を実現

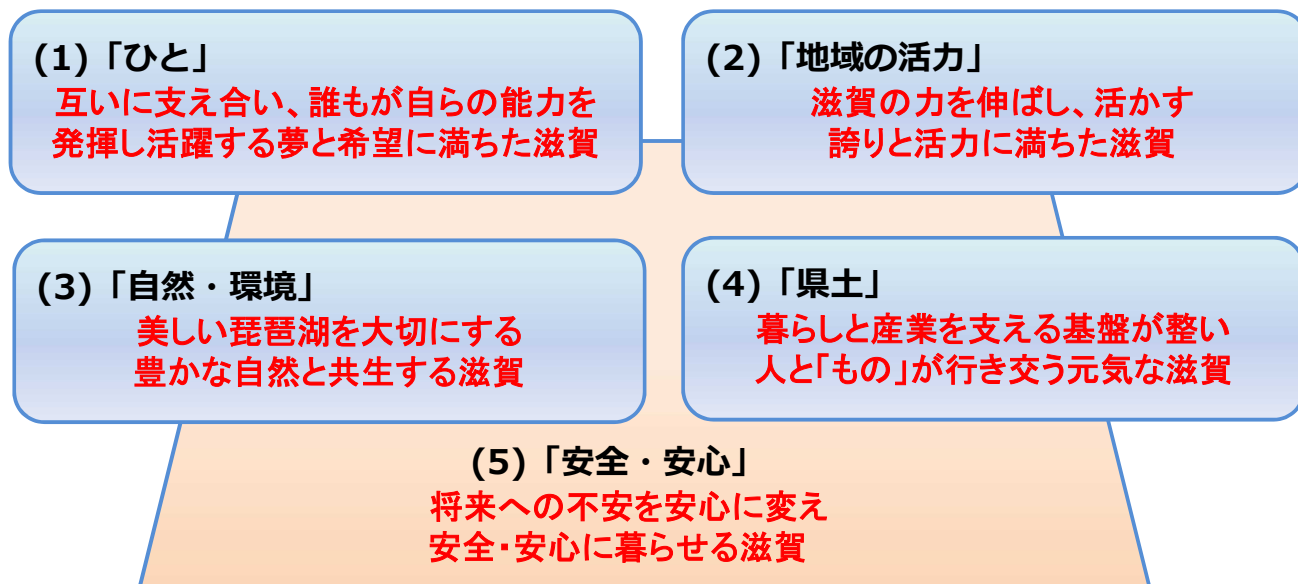


「5つの目指す姿」

7

2 5つの目指す姿

ほぼ一世代後となる平成52年(2040年)頃に「このように豊かでありたい」と願う望ましい姿を描いています。



8

3 基本構想の推進

1 基本的な考え方

- ・県民の参画と多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との連携強化、部局間連携により、効果的に施策を展開
- ・情勢の変化に応じて弾力的に施策を展開、基本構想の見直しにも柔軟に対応

2 重点政策の展開

- ・基本理念や「目指す姿」を実現するために、4年間で先駆的・重点的に取り組むべき政策を重点政策として展開
- ・重点政策を推進するための実施計画を策定して事業実施、必要に応じて弾力的に見直し

3 各分野の部門別計画等の展開

- ・県民に対する基本的なサービスとして継続的に実施していく施策は、各分野の部門別計画に基づき実施

4 進行管理

- ・「重点政策編」に設定する「平成30年度の目標とする指標」等により、基本構想の進行状況を毎年度把握、県民に公表

9

1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

- ・対話と共感による「県民が主役」の県政を実現するため、職員一人ひとりが県民との積極的な対話を心がけ、県民の声を県政に活かす
- ・県民をはじめ、NPO、企業、大学等の多様な主体との協働・連携により、それぞれの特性や強みを活かしながら、地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応

2 地方分権のさらなる推進

- ・地方分権改革に係る国の提案募集方式等への適切な対応、県の課題解決や地方税財政の充実強化に向けた政策提案活動の推進により、地方分権を促進
- ・大規模災害への備えやエネルギー問題など広域的課題に適切に対応するため、関西広域連合の取組をはじめ、中部圏、北陸圏との広域連携を一層推進
- ・住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携により人口減少問題や地域振興対策等の課題に適切に対応、権限移譲や事務の共同化を推進、県民サービスの向上や効果的な事務の執行

3 質の高い行政サービス

- ・「人材・組織マネジメント」による職員の意欲や能力の向上および組織力の最大化
- ・「業務マネジメント」による県民サービスの向上および行政の効率化
- ・「公共施設等マネジメント」による公共施設等の質・量の最適化、長寿命化、更新コストの平準化等推進
- ・「財務マネジメント」による持続可能な財政基盤の確立

第2章 重点政策編

基本理念のもと、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりを進め、長期ビジョン編で描いた平成52年(2040年)頃の「目指す姿」を実現していくために、これからの4年間で先駆的・重点的に取り組むべき政策を示す。

「ひと」

- 1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- 2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

「自然・環境」

- 4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

「地域の活力」

- 3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造
- 5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信
- 6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

「県土」「安全・安心」

- 7 人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀
～滋賀からみんなで作ろう！ 新しい豊かさ～

1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現

- 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援
- 子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進
- 若者や女性が働き、活躍できる社会づくり

3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

- 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援
- これからの時代を切り開くイノベーションの創出
- 地域主導による「地産地消型」「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり

2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

- 高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり
- 「健康寿命」を伸ばすための予防を重視した健康づくりの推進
- 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進

4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

- 琵琶湖環境の再生と継承
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
- 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

12

5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

- 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり
- 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進
- 「滋賀ならではの」特色を活かした、魅力あふれる観光の創造

6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

- 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり
- 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり
- 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催

7 人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

- 交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理
- 災害に強い県土づくりと、自助・共助による地域防災力の向上
- 犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築

13

審議および策定スケジュール

- (1) 第1回審議会(平成25年12月4日)
 - ・時代の潮流と県政の方向性について
- (2) 第2回審議会(平成26年2月17日、19日、24日)※3部会に分かれて審議
 - ・県政の課題と方向性について
- (3) 第3回審議会(平成26年6月4日)
 - ・現行基本構想の総点検案について
- (4) 第4回審議会(平成26年8月22日)
 - ・諮問
 - ・新たな基本構想の策定の考え方について
- (5) 第5回審議会(平成26年9月18日)
 - ・基本構想素案
- (6) 第6回審議会(平成26年10月2日)
 - ・基本構想答申案

14

- (7) 県民政策コメントの実施(平成26年10月上旬～11月上旬)
- (8) 11月定例会議へ構想案の策定状況を報告(平成26年12月上旬)
- (9) 2月定例会議に構想案を上程(平成27年2月下旬)

15